

福岡県脱炭素経営計画策定支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県脱炭素経営計画策定支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本事業は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、県内中小企業等における脱炭素経営計画の策定に要する経費に対し補助することにより、県内中小企業者等への脱炭素経営の普及を推進し、県内中小企業等のエネルギーコスト及び温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第4項に規定する「温室効果ガスの排出」をいう。以下同じ。）の量（以下「温室効果ガス排出量」という。）を削減することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 大企業

次のいずれかに該当する者であって、事業を営むものをいう。

ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第2号の3までに掲げる業種又は第3号の政令で定める業種のいずれかを営むものにあつては、当該各号に該当しないもの。

イ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会にあつては、中小企業支援法第2条第1項第5号に該当しないもの。

(2) 中小企業者等

県内に事業所を置く法人及び県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者をいう。ただし、大企業、国、地方公共団体、独立行政法人、並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超えるものを除く。

(3) 県内事業者

福岡県内に事業所を有し、事業活動を行っているものをいう。

(4) 脱炭素経営計画

温室効果ガス排出量の削減目標を設定した企業が、削減目標を達成するために具体的な対策をまとめた中長期的な経営計画をいう。

(5) エコ事業所

福岡県の「エコ事業所」登録制度実施要領に基づく登録を行っている事業所等

をいう。

（事業実施期間）

第4条 事業実施期間は、交付決定日から交付決定日が属する県の会計年度の2月10日までの期間のうち、次に掲げる事業着手日から事業完了日までの期間とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（1） 事業着手日

脱炭素経営計画の策定に係る契約書の発行日のうち、最も早い日をいう。

（2） 事業完了日

脱炭素経営計画の策定完了日又は支払い義務額を支払った日のいずれか遅い日をいう。

（補助事業者）

第5条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、必要かつ適当と認める者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（1） 県内事業者であり、かつ中小企業者等であること。

（2） 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められる事業者ではないこと。

（3） 申請時においてエコ事業所の登録を受けていること。

（4） 福岡県内の事業所等において継続的な事業活動を行うものであること。

（5） 申請する脱炭素経営計画の策定に関して、福岡県・国・他地方公共団体が交付する他の補助金を受けていないこと。

（6） この要綱により補助金を交付した事業については、県が補助事業名や補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表することに同意すること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除く。

（1） 暴力団又は暴力団員

（2） 暴力団員が事業主又は役員であるもの

（3） 暴力団と密接な関係を有するもの

（補助対象事業）

第6条 この補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号すべての要件を満たす脱炭素経営計画を策定する事業とする。

（1） 計画の対象に、福岡県内の事業所が含まれること。

（2） 計画の策定の基礎とすることを目的として、温室効果ガス排出量の算定を行っていること。

- (3) (2)の温室効果ガス排出量の算定結果を基準(以下「基準」という。)として、2030(令和12)年における温室効果ガス排出量の削減目標を盛り込んだ計画であること。
- (4) 計画に定める対策の実施期間は、3年以上であること。
- (5) 基準比で年平均4.2%以上の温室効果ガス排出量の削減目標を設定した計画であること。
- (6) 省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の導入可能性、投資対効果及び温室効果ガス排出量の削減効果などを検証した計画であること。
- (7) 温室効果ガス排出量の削減に効果がある取組(次の何れかに限る)を1つ以上、福岡県内の事業所において実施することを盛り込んだ計画であること。
 - ア 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業実施要領(令和3年4月1日付け環地温発第21040115号)別表第1に規定する認定外部支援機関から提案された取組
 - イ 一般財団法人省エネルギーセンターによる「ステップアップ診断」において提案された取組
 - ウ 資源エネルギー庁中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)による「IT診断」において提案された取組
 - エ その他県が別途定めるもの

(補助対象経費)

第7条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とし、これに対する補助額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)までとし、その上限は1,000千円とする。

- (1) 補助事業を実施するために必要なコンサルタントに係る経費
- (2) 補助事業を実施するために必要な診断及び分析に係る経費(福岡県内の事業所における診断及び分析に限る。)

2 同一県内事業者が、複数事業所の計画策定について申請する場合、上限額は1事業者あたりで算定するものとする。

(補助回数の制限)

第8条 補助金の交付申請は、同一県内事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第9条 この補助金の交付を受けようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、知

事が別に定める期限までに、「福岡県脱炭素経営計画策定支援補助金交付申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者調書（様式第1号の2）
 - (2) 役員等名簿（様式第1号の3）
 - (3) 事業計画書（様式第1号の4）
 - (4) 収支予算書（様式第1号の5）
 - (5) 暴力団排除に係る誓約書（様式第1号の6）
 - (6) 法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は税務署の収受印のある青色申告決算書の写し
 - (7) 一般用納税証明書の写し
 - (8) エコ事業所登録証の写し
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 交付申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第5条に定める補助事業者の要件に適合するものを受理するものとし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、補正が完了した時点で受理する。
- 4 補助事業者は、交付決定前に申請を取り下げの場合、補助金交付申請取下申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第1項により提出された補助金交付申請書に記載された補助金交付申請額の合計金額が予算の総額に達したときは、公募期間中であっても、補助事業者の募集を終了することができるものとする。

（補助金の交付決定）

- 第10条 知事は、前条第1項の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第3号）により交付の決定を通知するものとする。
- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事

項につき、条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

（補助事業の取り下げ）

第11条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付決定を辞退しようとするときは、交付決定の日の翌日から10日以内に、交付決定辞退届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第12条 交付の決定を受け補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（1） 補助事業の内容又は経費を変更しようとするとき。ただし、次の場合を除く。

ア 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更を行うとき。

イ 補助対象経費の額の20パーセント以内の額の減額を行うとき。

ウ その他、知事が必要と認めるとき。

（2） 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

（承認の通知）

第13条 知事は、前条の規定により、補助事業の変更・中止・廃止を承認するときは、事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、速やかに補助事業者へ通知する。

2 知事は前条の承認をする場合において必要があるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業遅滞の届出）

第14条 補助事業者は、補助事業が補助対象期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等届出書（様式第7号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月19日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることが

できる。

- (1) 事業報告書（様式８号の２）
 - (2) 収支決算書（様式８号の３）
 - (3) 支出証拠書類の写し
 - (4) 補助対象事業において策定した計画書
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第１２条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、速やかに実績報告書（様式第８号）を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第１６条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１２条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

- 第１７条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。
- 2 前項の規定により補助金の支払を受けようとする補助事業者は、知事に対し、精算払請求書（様式第９号の２）を提出するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第１８条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第１０号）により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額を含めていない場合は、この限りではない。
- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（交付決定の取消し等）

第１９条 知事は、第１２条の補助事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

- ア 交付決定に付した第10条第3項に基づく条件に適合していなかったとき
- イ 正当な理由なく第15条第1項に規定する期日までに実績報告に係る書類を提出しなかったとき
- ウ 実績報告提出書類に不備があり、その修正に応じなかったとき
- エ 第14条に基づく事業遅滞の届出に際して示された指示に従わなかったとき
- オ 上記アからエのほか、この要綱に規定する事項及び県の指示に従わなかったとき

(2) 法令、本要綱の定めに違反した場合

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(5) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰すべきではない事情により補助事業の遂行ができない場合

(6) その他県が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき

2 前項の規定は、第16条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行ったときは、交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を既に行っているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

3 第2項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。

4 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を前項に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助事業の経理）

第21条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに

関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査、補助事業の遂行・是正のための措置)

第22条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、又は県の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者はその遂行を命ずることができるものとする。

3 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

4 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができるものとする。

(自署及び押印の省略)

第23条 この要綱に定める手続きについては、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年福岡県条例第12号)第3条第1項に定める方法によって提出する場合は、当該様式への自署及び押印を省略することができる。

(計画策定効果の情報発信及び県事業への協力等)

第24条 補助事業者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して3年間、経過報告書(様式第12号)により、前年度の状況について、毎年6月末日までに県に報告するものとする。

2 補助事業者は、提供したデータの公表や県が実施する成果報告会への参加等、県の省エネ関連事業へ積極的に協力するものとする。

3 補助事業者は、エコ事業所の継続的な登録に努めるものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和9年度までの補助金について適用する。

付則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。